

堺市立歴史文化にぎわいプラザの利用料金の減免に関する基準

本基準は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例（平成 25 年条例第 44 号）第 26 条第 6 項の規定に基づき、堺市立歴史文化にぎわいプラザ（以下「プラザ」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の指定管理者における減免に関する取扱いについて必要な事項を定める。

1. 常設展示室（千利休茶の湯館及び与謝野晶子記念館をいう。以下同じ。）の展示又は企画展示室の特別展示の観覧に係る利用料金を減額及び免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 本市の区域内にある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校又は中学校（特別支援学校の小学部又は中学部を含む。）の児童又は生徒及びこれらを引率する教職員（当該児童又は生徒が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が教育上の目的で観覧するとき。 全額
 - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設の児童及びこれらを引率する教職員（当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が教育上の目的で観覧するとき。 全額
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 全額
 - (4) 療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 全額
 - (5) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 全額
 - (6) 市内在住の 65 歳以上（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するとき。 全額
 - (7) 他市行政関係者等、視察を主な目的として観覧する者。 全額
 - (8) 本市又は指定管理者が主（共）催若しくは助成する事業の関係者及び対象者。 全額
 - (9) 本市又は指定管理者と連携して行う事業であって、かつ広域的な広報宣伝が図られ、本市の歴史・文化・プラザの存在・魅力を広く PR し、今後の入館及び利用の促進が期待される事業の関係者及び対象者。 全額又は 2 割
 - (10) 本市または指定管理者が、プラザの入館及び利用の促進のため又はプラザの展示・事業・広報宣伝活動について協力をしたと認められる者に発行する招待券を持参した

者。 全額

- (11) 本市または指定管理者が、プラザの入館及び利用を促進するために発行する割引券等を持参した者。 2割
- (12) 前各号に掲げるもののほか、プラザを管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除できるものとする。指定管理者が必要と認める額

2. 企画展示室、茶の湯等体験室、復元茶室又は講座室（以下これらを「許可施設」という。）の利用に係る利用料金を減額及び免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は指定管理者が主（共）催若しくは助成する事業の関係者及び対象者 全額
- (2) 本市又は指定管理者と連携して行う事業であって、かつ広域的な宣伝広報が図られ、本市の歴史・文化・プラザの存在・魅力を広く PR し、今後の入館及び利用の促進が期待される事業の関係者及び対象者。 全額又は2割
- (3) 本市又は指定管理者が、プラザの入館及び利用の促進のため又はプラザの展示・事業・広報宣伝活動について協力をしたと認められる者に発行する招待券を持参した者。 全額
- (4) 本市又は指定管理者が、プラザの入館及び利用を促進するために発行する割引券等を持参した者。 2割
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プラザを管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除できるものとする。指定管理者が必要と認める額

3. 附属設備の利用に係る利用料金を減額及び免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 他市行政関係者等、視察を主な目的として観覧する者。 全額
- (2) 本市又は指定管理者が主（共）催若しくは助成する事業の関係者及び対象者 全額
- (3) 本市又は指定管理者と連携して行う事業であって、かつ広域的な宣伝広報が図られ、本市の歴史・文化・プラザの存在・魅力を広く PR し、今後の入館及び利用の促進が期待される事業の関係者及び対象者。 全額又は2割
- (4) 本市又は指定管理者が、プラザの入館及び利用の促進のため又はプラザの展示・事業・広報宣伝活動について協力をしたと認められる者に発行する招待券を持参した者。 全額
- (5) 本市又は指定管理者が、プラザの入館及び利用を促進するために発行する割引券等を持参した者。 2割
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プラザを管理する指定管理者が必要であると認める場

合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除できるものとする。
指定管理者が必要と認める額

4. 駐車場の使用に係る利用料金を減額及び免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
- (1) 本市の区域内にある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校又は中学校（特別支援学校の小学部又は中学部を含む。）の児童又は生徒及びこれらを引率する教職員（当該児童又は生徒が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が教育上の目的で観覧するために駐車するとき。 全額
 - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 7 条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設の児童及びこれらを引率する教職員（当該児童が介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が教育上の目的で観覧するために駐車するとき。 全額
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するために駐車するとき。 全額
 - (4) 療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく都道府県等の規程により療育手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するために駐車するとき。 全額
 - (5) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（介護者を必要とするときは、当該介護者を含む。）が観覧するために駐車するとき。 全額
 - (6) 他市行政関係者等、視察を主な目的として観覧する者。 全額
 - (7) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車を駐車するとき。 全額
 - (8) 本市又は指定管理者が主（共）催若しくは助成する事業の関係者及び対象者。 全額
 - (9) 本市又は指定管理者と連携して行う事業であって、かつ広域的な広報宣伝が図られ、本市の歴史・文化・プラザの存在・魅力を広く PR し、今後の入館及び利用の促進が期待される事業の関係者及び対象者。 全額
 - (10) 本市又は指定管理者が、プラザの入館及び利用の促進のため又はプラザの展示・事業・広報宣伝活動について協力をしたと認められる者に発行する招待券を持参した者。 全額
 - (11) プラザを利用した者。 無料利用 1 時間・有料利用 2 時間
 - (12) 来訪者サービス施設を利用した者。 スターバックスコーヒー 1 時間（プラザ閉館後 2 時間）・湯葉と豆腐の店 梅の花 2 時間（プラザ閉館後 3 時間）
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、プラザを管理する指定管理者が必要であると認める場合は、市と協議のうえ、市長の承認を得て利用料金を減額又は免除できるものとする。

指定管理者が必要と認める額

附則（平成 26 年 8 月 1 日制定）

この基準は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 12 月 1 日制定）

この基準は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 5 月 1 日制定）

この基準は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 3 月 31 日制定）

この基準は、令和 3 年 4 月 7 日から施行する。